

【確定申告 寄附金控除の入力について】

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

[入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附金領収書の日付

寄附年月日

令和 年 月 日

寄附金の種類

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択

[寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」は、主務官庁等より発行された「税額控除に係る証明書」をお持ちの方が選択可能です。お持ちでない方は、「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

該当するものを選択してください。

- ① 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- ② 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金

愛知県内在住で下記リストに該当しない市町村の方は①を、下記リストに該当する方は②を、愛知県外在住の方は③を選択

- ③ 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

【参考】

[ホームページの検索例はこちら](#)

支出した寄附金の金額

寄附金領収書の金額

円

《②選択の市町村リスト》

瀬戸市・春日井市・刈谷市
大府市・清須市・豊山町
北名古屋市

ゆたか福祉会へのご協力ありがとうございました。

ご協力頂いた寄附金(賛助会費・協力会費含む)は確定申告することで控除の対象となります。

確定申告で税額控除をされる際には、領収書の添付と同時に、別紙の「税額控除に係る証明書」の添付が必要になります。

社会福祉法人や認定 NPO 法人等への寄附について、これまでの「所得控除」に加えて「税額控除」を選択できるようになっています。ぜひご活用下さい。(確定申告のみ)

その場合は別紙の「税額控除」認定法人の証明書の添付が必要です。

【税額控除とは】 (*確定申告でのみ可能です。年末調整ではできません。)

税額控除とは、所得金額に税率を掛けて計算した税額から直接控除(差し引くこと)できる控除のことをいいます。税額控除は、二重課税の排除や特定の政策を推進することを目的として、設けられています。認定 NPO 法人、公益社団法人、政治活動への寄附を行った人は、寄附金特別控除(税額控除)か、寄附金控除(所得控除)のどちらか有利な方を選ぶことができますが、一般的には税額から直接差し引ける税額控除の方が有利になります。

<公益社団法人等寄附金特別控除>

税額控除の金額 = 公益社団法人等に対する一定の要件を満たす寄附金の合計額 - 2,000 円) × 40%

お問合せ
ご相談は

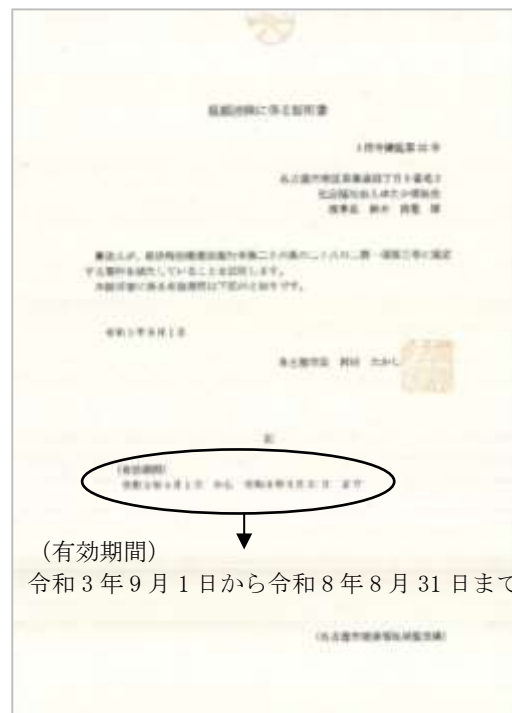
ゆたか福祉会法人本部・総務部まで
☎ 052-698-7356

《重要》

2021年9月1日寄附分より「税額控除に係る証明書」が変更になっています。2021年8月31日までの領収書と9月1日以降の領収書の両方がある方は、確定申告をされる際には2種類の「税額控除に係る証明書」の添付が必要になります。



2021年8月31日までの領収書用



2021年9月1日以降の領収書用

28 健障支第 373 号
平成 28 年 9 月 1 日

社会福祉法人ゆたか福祉会
理事長 鈴木 清覚 様

名古屋市長 河村 たかし



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成 28 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日まで

(健康福祉局障害福祉部障害者支援課)



税額控除に係る証明書

3 指令健監第 32 号

名古屋市南区泉楽通四丁目 5 番地 3
社会福祉法人ゆたか福社会
理事長 鈴木 清覚 様

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

令和 3 年 9 月 1 日

名古屋市長 河村 たかし



記

(有効期間)

令和 3 年 9 月 1 日 から 令和 8 年 8 月 31 日 まで

(名古屋市健康福祉局監査課)